

平成20年度第2回公立大学法人秋田県立大学学長選考会議  
議事録要旨

1 日時：平成21年3月25日（水）17：10～18：15

2 会場：秋田ビューホテル 5階「百合の間」

3 出席者

（委員）

佐々木委員、渡邊委員、小林委員、佐藤委員、青山委員、吉澤委員  
柚原副理事長、新岡理事

（事務局）

伊藤次長、中泉チームリーダー、鈴木シニアスタッフ、畠山職員

4 議事

定款の定めにより、渡邊委員を議長として、会議が開催された。

はじめに、事務局より前回（平成20年11月26日開催）の議事録の確認を行ったが、誤字等について指摘があり、それらの点を訂正した上で改めて各委員へ送付することとした。

（議題1）学長選考等規程の制定について

事務局より、前回会議で承認された「公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考、任期及び学長の解任の申出に関する規程」（以下「規程」という。）について、一部修正するという内容の説明があり、質疑が行われた。

修正内容は、規程第7条に第4項を追加して、学長が任期途中で代わる場合、後任者の残任期間が3年以内となる場合は、再任されることができるというものであるが、特に異議はなく提案のとおり承認された。規程は平成21年4月1日施行。

（議題2）学長選考等実施細則の制定について

事務局より、「学長選考等実施細則（案）」（以下「細則（案）」という。）について説明があり、質疑が行われた。

質疑内容

- 1）細則（案）では、最初の推薦のときに同意書を取り、最大5名の候補者に絞られたときに所信書を提出する。さらに、面接を実施して学長就任の意思確認を行い、最終的に学長候補者に決定する時点で、再度就任の承諾を得ることと定めているが、どこかの段階で一度意思確認すればよいのではないかと。
- 2）何度も同意書は必要ない。最初の推薦段階での同意書（第3条に規定）は外して、所信書（第5条に規定）と合わせて取る方がよい。それら一式書いてもらった上で、候補者としての覚悟を最後に意思確認するのが面接（第6条の規定）である。

- 3) 最終の候補者となってから、最後に就任承諾を得ることとしているが、その時点で辞退することがあるのか。
- 4) 心境の変化や大学に関する新たな情報の取得で、翻意する可能性が無いとは言えない。面接での口頭的意思確認の前に、書面として同意書を取っておくべきである。
- 5) 履歴書あるいは所信書の様式の下に、「教職員を対象としたホームページ内に公表されま
- す」とあるが、既存の学内イントラネットを指しているとするれば学生も見られる。新たに、教職員対象のホームページを作る考えなのか。
- 6) 学内イントラネットに掲載する場合は、職歴や業績をそのまま掲載するのではなく、項目を絞るなど、選考会議で配慮して決めていくべきである。
- 7) 学長に対する解任審査事由の通知及び弁明の機会の付与に関する規定（第8条第2項規定）について、分かりにくいので表現を改めるべきである。
- 8) 学長解任審査請求書（様式第8号）が、選考会議議長に対して、経営協議会議長又は教育研究協議会議長からの発信となっているが、どちらも学長が議長なので、代理者名にするなど様式を改めるべきである。
- 9) 「学長候補適格者」（第5条に規定）は適当でない。「学長候補者」とし、併せて「学長候補者」（第6条に規定）を「最終学長候補者」と表記をかえる必要がある。

以上の質疑により、次のとおり原案を修正することとし、後日修正後の内容を委員に報告するという条件付きで細則（案）を了承した。平成21年4月1日施行。

なお、具体的な選考スケジュールがイメージできるよう、事務局がいくつかシミュレーションすることとした。

同意書は、最初の学長選考対象者の推薦段階では提出を要せず（第3条第1項第4号から削除）、学長候補者となった段階で所信書と合わせて提出させる（第5条第3項に追加）こととし、関係部分を修正する。

面接での学長就任への意思確認（第6条第2項）と最終的に1名の学長候補者に選考されたときの就任承諾の手続きは、原案のとおり行うこととする。

「学長候補適格者」及び「学長候補者」の表記については、意見のとおり、第5条及び第6条の関係部分を修正する。

学長解任審査・決定（第8条関係）に関する部分は、分かり易い表現に修正する。

「履歴書」及び「所信書」の様式について、欄外の注釈「本学の教職員を対象としたホームページ内で公表されます。」を「本学の教職員及び学生を対象としたホームページ内で公表されます。」と修正する。

「学長解任審査請求書」の様式で発信者を「経営協議会議長代理者又は教育研究協議会議長代理者」と修正する。

以 上